

鈴鹿市障害者活躍推進計画

機関名	鈴鹿市
任命権者	鈴鹿市長
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）
鈴鹿市市長部局における障害者雇用に関する課題	本市では、令和6年6月1日時点で法定雇用率を達成しているものの、今後はその引上げが見込まれるため、引き続き積極的な採用活動を行っていくとともに、採用した障がい者である職員が活躍できるよう職場の環境、体制等の整備を進める必要がある。
目標	
1 採用に関する目標	・ 鈴鹿市、鈴鹿市教育委員会及び鈴鹿市上下水道局で合算して法定雇用率を達成する。 （評価方法） 毎年任免状況の通報により把握し、進捗を管理する。 ・ 計画期間内に新たに障がい者（5人）の採用を目指す。 （評価方法） 毎年度、採用者全員に対し、障がい者である旨の申告を呼びかける。なお、評価結果の公表方法については、本人の意向を確認して検討する。
2 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目指す。 （評価方法） 毎年度末、人事記録等を基に当該年度採用者の定着状況を把握する。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	障害者雇用推進者として総務部長を選任する。 障がい者である職員の相談窓口を設置し、グループウェアにより周知する。 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。また、その際には必要に応じて労働局に相談を行う。

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	相談窓口への相談のほか、人事評価における面談の際、障がい者である職員に対しては必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるに当たっては、障がい者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 障がい者である職員の定着状況について把握をしていく。 職員の募集及び採用に当たっては、次の取扱いを行わないものとする。 ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定すること。 ・ 自力で通勤できるといった条件を設定すること。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。 ・ 「就労支援機関に所属及び登録をし、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。 ・ 特定の就労支援機関からに限った受入れを実施すること。 本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
4 その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。